

平成 22 年 3 月 5 日

各位

会 社 名	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
代表者氏名	代表取締役社長 小 澤 洋 介 (コード番号：7774 NEO)
本店所在地	愛知県蒲郡市三谷北通 6 丁目 209 番地の 1
問 合 せ 先	取締役経営管理部長 大 林 正 人
電 話 番 号	0 5 3 3 - 6 6 - 2 0 2 0 (代 表)

## 自家培養表皮ジェイス®：『保険算定に関する留意事項』の一部改定について

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング（本社：愛知県蒲郡市、代表取締役社長：小澤洋介）は、当社自家培養表皮ジェイスについて、平成22年3月5日、厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官より発出された「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」；保医発0305第5号、平成22年3月5日付）を入手しました。当該通知により、ジェイスの『保険算定に関する留意事項』が、平成22年4月1日より一部改定されることになりました。

改定前に保険算定に関する留意事項として通知されておりました「広範囲熱傷特定集中治療室管理料の施設基準の届出」につきましては、中央社会保険医療協議会の平成22年度診療報酬改定に係る検討におきまして、重点課題のひとつとして「地域連携による救急患者の受入れの推進について」の中で、「広範囲熱傷特定集中治療室管理料については、これまで専用の治療室を用いることを要件としていたが、様々な救急患者の受入れを円滑に行うため、要件を緩和して特定集中治療室管理料及び救命救急入院料の一項目として評価を行う。」とされました。これに伴い、「広範囲熱傷特定集中治療室管理料」の届出項目が削除され、ジェイスの保険算定に関する留意事項が見直されましたので、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

本改定を受け、ジェイスの使用が可能となる施設数が大幅に増えるものと思われまます。

### 記

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について（改定箇所のみ抜粋）

（改定前）

ウ 凍結保存皮膚を用いた皮膚移植術を行うことが可能であって、広範囲熱傷特定集中治療室管理料の施設基準の届出を行っている保険医療機関において実施すること。

（改定後）

ウ 凍結保存皮膚を用いた皮膚移植術を行うことが可能であって、救命救急入院料3、救命救急入院料4又は特定集中治療室管理料2の施設基準の届け出を行っている保険医療機関において実施すること。

（補足説明）

新たに保険算定に関する留意事項として通知されました「救命救急入院料3、救命救急入院料4又は特定集中治療室管理料2の施設基準の届け出」の施設基準等につきましては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（保医発0305第2号、平成22年3月5日付）が通知されており、内容は次のとおりです。

なお、詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken12/index.html>)

## 第1 救命救急入院料

### 1 救命救急入院料1に関する施設基準

- (1) 専任の医師が、午前0時より午後12時までの間常に（以下「常時」という。）救命救急センター内に勤務しているとともに、手術に必要な麻酔医等が緊急時に速やかに対応できる体制がとられていること。
- (2) 重篤な救急患者に対する手術等の診療体制に必要な看護師が常時救命救急センター内に勤務していること。
- (3) 重篤な救急患者に対する医療を行うのに必要な次に掲げる装置及び器具を救命救急センター内に常時備え付けていること。
  - ア 救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等）
  - イ 除細動器
  - ウ ペースメーカー
  - エ 心電計
  - オ ポータブルエックス線撮影装置
  - カ 呼吸循環監視装置
- (4) 自家発電装置を有している病院であって、当該病院において電解質定量検査、血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。なお、当該センター以外の病床を有しない病院は、一般病棟入院基本料の届出も同時に行うこと。
- (5) 当該センター勤務の医師及び看護師は、当該センターに勤務している時間帯は、当該センター以外での当直勤務を併せて行わないものとする。

### 2 救命救急入院料2に関する施設基準

救命救急入院料1の施設基準を満たすほか、特定集中治療室管理料1の施設基準を満たすものであること。

### 3 救命救急入院料3に関する施設基準

- (1) 救命救急入院料1の施設基準を満たすほか、広範囲熱傷特定集中治療管理を行うにふさわしい治療室を有しており、当該治療室の広さは、1床当たり15平方メートル以上であること。
- (2) 当該保険医療機関に広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師が勤務していること。

### 4 救命救急入院料4に関する施設基準

- (1) 救命救急入院料2の施設基準を満たすほか、広範囲熱傷特定集中治療管理を行うにふさわしい治療室を有しており、当該治療室の広さは、1床当たり15平方メートル以上であること。
- (2) 当該保険医療機関に広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師が勤務していること。

## 第2 特定集中治療室管理料

### 1 特定集中治療室管理料1に関する施設基準

- (1) 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。
- (2) 特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の特定集中治療室を有しており、当該特定集中治療室の広さは1床当たり15平方メートル以上であること。ただし、新生児用の特定集中治療室にあつては、1床当たり9平方メートル以上であること。
- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を特定集中治療室内に常時備えていること。
  - ア 救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等）
  - イ 除細動器
  - ウ ペースメーカー
  - エ 心電計
  - オ ポータブルエックス線撮影装置
  - カ 呼吸循環監視装置
- (4) 新生児用の特定集中治療室にあつては、(3)に掲げる装置及び器具のほか、次に掲げる装置及び器具を特定集中治療室内に常時備えていること。
  - ア 経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置
  - イ 酸素濃度測定装置
  - ウ 光線治療器

(続き)

- (5) 自家発電装置を有している病院であって、当該病院において電解質定量検査、血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。
  - (6) 原則として、当該治療室内はバイオクリーンルームであること。
  - (7) 当該治療室勤務の医師及び看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での当直勤務を併せて行わないものとする。
  - (8) 当該入院料を算定している全ての患者の状態を、別添6の別紙17の「重症度に係る評価票」を用いて測定し、その結果、基準を満たす患者が9割以上いること。
  - (9) 「重症度に係る評価票」の記入は、院内研修を受けたものが行うものであること。なお、院内研修は、次に掲げる所定の研修を修了したもの（修了証が交付されているもの）若しくは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。
    - ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること（1日程度）
    - イ 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
      - (イ) 看護必要度の考え方、重症度・看護必要度に係る評価票の構成と評価方法
      - (ロ) 重症度・看護必要度に係る院内研修の企画・実施・評価方法
- 2 特定集中治療室管理料2に関する施設基準
- (1) 特定集中治療室管理料1の施設基準を満たすほか、広範囲熱傷特定集中治療管理を行うにふさわしい治療室を有しており、当該治療室の広さは、1床当たり15平方メートル以上であること。
  - (2) 当該保険医療機関に広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師が勤務していること。

なお、当社は、本件による一部改定が平成22年4月1日に実施されるため、当社の今期事業計画に与える影響はないものと予想しております。事業計画の修正が必須となった場合には、速やかに開示いたします。また、来期以降の業績目標に関しましては、本件を慎重に判断し、確定次第、直ちに開示いたします。

(参考資料)

自家培養表皮ジェイス®：保険適用に関する留意事項について（平成21年1月13日開示）

以上

平成 21 年 1 月 13 日

各位

会 社 名	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
代表者氏名	代表取締役社長 小澤 洋介 (コード番号：7774 NEO)
本店所在地	愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
問合せ先	専務取締役 大須賀 俊裕
電話番号	0533-66-2020 (代表)

**自家培養表皮ジェイス®：保険適用に関する留意事項について**

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング(本社：愛知県蒲郡市、代表取締役社長：小澤洋介)は、平成20年12月26日付厚生労働省告示第571号にて、平成21年1月1日から新たに保険適用となりました当社自家培養表皮ジェイスについて、本日、厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官より発出された保険適用に関する通知(「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」及び「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について；保医発第1226005号、平成20年12月26日付)を入手しました。当該通知により、自家培養表皮ジェイスの保険適用に条件が付与されることになりましたので、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本件が当社の今期事業計画に与える影響はないものと予想しています。事業計画の修正が必須となった場合には、速やかに開示いたします。

## 記

**【特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項】**

## ヒト自家移植組織

- ア 自家植皮のための患皮面積が確保できない重篤な広範囲熱傷で、かつ、受傷面積として深達性Ⅱ度熱傷創及びⅢ度熱傷創の合計面積が体表面積の30%以上の熱傷の場合であって、創閉鎖を目的として使用した場合に、一連につき20枚を限度として算定する。
- イ 深達性Ⅱ度熱傷創への使用は、Ⅲ度熱傷と深達性Ⅱ度熱傷が混在し、分けて治療することが困難な場合に限る。
- ウ 凍結保存皮膚を用いた皮膚移植術を行うことが可能であって、広範囲熱傷特定集中治療室管理料の施設基準の届出を行っている保険医療機関において実施すること。
- エ ヒト自家移植組織を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。

以上

**【本プレスリリースに関するお問合せ先】**

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング  
経営管理部総務課 PIR 担当 榊原  
TEL：0533-66-2020 FAX：0533-66-2019